

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当
不利益処分名	新蔵分庁舎の目的外使用許可の取消し
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第238条の4第9項
連 絡 先	(電話 621-5051)
処 分 基 準	<p>【地方自治法】</p> <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第238条の4</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)